

# 附 則

## 1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、平成22年4月1日から実施いたします。

## 2 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

### (1) 料 金

14（料金）は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 14（料金）(1)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。」は「料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

ロ 太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

#### (イ) 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により経済産業大臣が定めた経済産業省告示にもとづき算定された値といたします。

なお、当社は、その算定された値をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

#### (ロ) 太陽光発電促進付加金単価適用期間

a (イ)に定める太陽光発電促進付加金単価は、b の場合を除き、その算定された年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、太陽光発電促進付加金単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計

量日といたします。

(ハ) 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量に(イ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお、特定規模予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の太陽光発電促進付加金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、太陽光発電促進付加金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。

また、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 日割計算

26（日割計算）は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 26（日割計算）(1)の「当社は、25（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により早収料金を算定いたします。」は「当社は、25（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

ロ 26（日割計算）(1)ロの「電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。」は「電力量料金および太陽光発電促進付加金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 日割計算の基本算式

当分の間、別表5（日割計算の基本算式）(1)ロの「日割計算に応じて電力量料金を算定する場合」は「日割計算に応じて電力量料金および太陽光発電促進付加金を算定する場合」と読み替えるものといたします。

(4) その他

この供給条件実施の日を含む料金の算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては、25（料金の算定）、(2)および(3)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

### 3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、24（使用電力量等の計量）(5)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

### 4 供給電圧についての特別措置

標準電圧13,800ボルトで電気の供給を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、標準電圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

### 5 アンシラリーサービス料についての特別措置

お客さまが平成17年3月31日までに当社の供給設備に電氣的に接続して使用された発電設備については、当該発電設備を更新されない限り、本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。